

新生活はじまる

引越 × 住民票 × 選挙

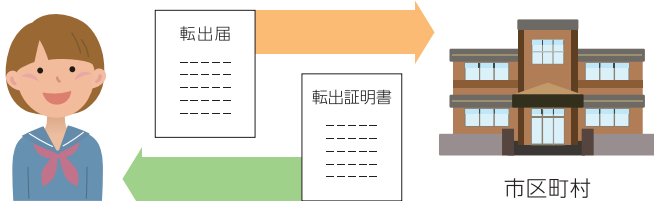


進学や就職などで引っ越しされた方は、
原則、**現在住んでいる寮・アパート等が住所地**になります。

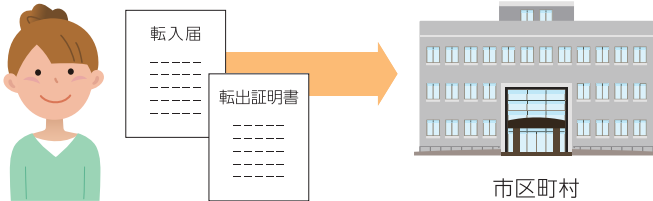
住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、転出・転入の手続きをする必要があります。上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備などの役割は、住んでいる市区町村が担っています。住民票は、こうした行政サービスや**選挙人名簿**への**登録**などにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きをしましょう。

転出・転入の手続きは簡単です！

引っ越し前 ▶ **転出届**を提出し、**転出証明書**を受け取る



引っ越し後 ▶ 転出証明書を添えて、**転入届**を提出する



※転入届は、転入した日から**14日以内**に提出して下さい。

※マイナンバーの「**通知カード**」や「**マイナンバーカード**」の記載事項の変更が必要ですので、これらのカードもお持ち下さい。

※「**マイナンバーカード**」を持っている方は、引っ越し前の市区町村に郵送で転出届を提出することで、引っ越し後の市区町村にのみ向うて転入手続きが可能です。

※正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、**5万円以下の過料**に処されることがあります。



引っ越したら、どこで投票できるの？

A 新住所地に引っ越してから3カ月経過していれば、
新住所地で投票できますが、住民票を移す必要があります！

※引っ越しをした場合、転入した日から14日以内に新住所地の市区町村に届出をする必要があります。



引っ越して3カ月経たずに選挙があるとき、投票できないの？

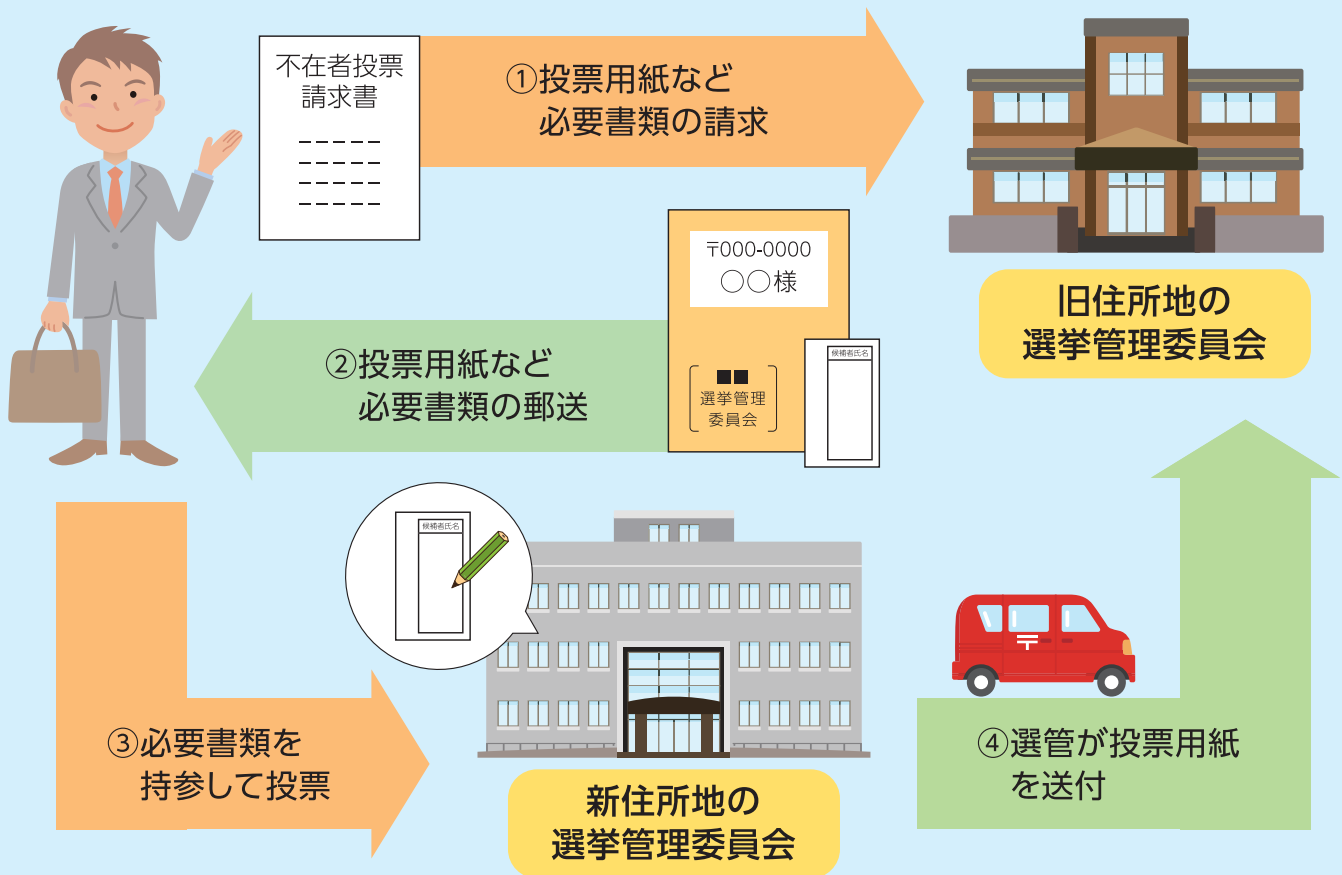
A 引っ越し前の住所地(旧住所地)に3カ月以上住んでいたのであれば、
旧住所地で投票できます！

※地方選挙では、当該選挙が行われる区域内で住所移転した場合に限られます。



旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

A 『不在者投票制度』を活用できます！



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。

※投票用紙等の郵送に時間がかかる場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

詳細は
こちら



引っ越したら(住民票を移したら)、地元の成人式には出席できないの？

A ほとんどの市区町村で、地元の『成人式』に参加できます。

※成人式の案内状の送付先の変更など事前に手続きが必要な場合もあるので、詳しくは参加を希望する成人式を開催する市区町村にお問い合わせ下さい。

※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。